

# 空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）

居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却または、空き家住宅又は空き建築物の活用等に対し支援を行うもの。

## 補助対象市区町村

- ・空家対策特別措置法に基づく「**空家等対策計画**」を策定している
- ・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、**計画的な活用・除却を推進すべき区域**として地域住宅計画等に定められた区域

など

## 補助対象事業

### 【上記計画に基づく事業】

- ・空き家の活用  
(例: 空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・空き家の除却  
(例: ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・空き家の実態把握  
(例: 空き家数の調査)

など

## 事業主体

市区町村 等

## 補助率

1/2 等

## 事業活用イメージ

### 市区町村による活用・除却等の事業を支援

空き家の活用



・空き家を地域活性化のため、観光交流施設に活用

空き家の除却



・居住環境の整備改善のため、空き家を除却し、ポケットパークとして利用